

共生型サービス事業所の整備推進(新規)

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備を推進するため、**介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。**

(補助対象事業所)

- 通所介護事業所
- 短期入所生活介護事業所
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(最大補助単価)

1 事業所あたり

129万円

(補助要件)

- 共生型サービスの指定を受けること。

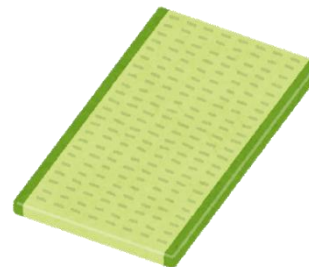
<改修の例>

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修（障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える）



<設備購入の例>

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。



介護職員の宿舍施設整備（新規）

外国人を含む介護人材を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員用の宿舍を整備する費用の一部を補助**することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。

（補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

（補助率）

1 宿舍あたり

1 / 3



（補助要件）

- 介護職員 1 人あたり 33 m²を基準とする。
- 整備した宿舍の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

--	--